

お客様各位

小浜信用金庫

『「投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定』一部改定のお知らせ

本規定の文言変更のため、当金庫『「投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定』を、下記の通り一部改定することとしましたのでお知らせいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改定規定名

『「投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定』

2. 改定日

平成 30 年 1 月 4 日（木）

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

3. 改定内容

（下線部分が改定箇所）

改 定 後	改 定 前
<p>1.（規定の趣旨） （略）</p> <p>2.（買付銘柄の選定） (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。</p> <p>(2) お客様は、選定銘柄の中から <u>1銘柄以上</u> を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3.（申込方法） お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。</p> <p>(1) 事前<u>または</u>同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みである<u>または開設される</u>こと。</p> <p>(2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、所定の手続きを完了していること。</p>	<p>1.（規定の趣旨） （略）</p> <p>2.（買付銘柄の選定） (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。</p> <p>(2) お客様は、選定銘柄の中から <u>1以上の銘柄</u> を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3.（申込方法） お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。</p> <p>(1) 事前<u>又は</u>同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みである <u>（追加）</u> こと。</p> <p>(2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、所定の手続きを完了していること。</p>

4. (買付金額の引落し)

(1) 引落指定口座は、お客様が「小浜信用金庫投信取引約款」に従って届出された預金口座とします。

(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。

(3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。

(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに当金庫が定めるものとします。

(5) ~ (8)

(略)

5. (買付時期および方法)

(1) 指定銘柄の買付の申込は、引落指定日の翌々営業日(以下「買付申込日」といいます。)とします。

(2) 買付申込日が指定銘柄の買付申込を行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が可能となる営業日を買付申込日とします。

(3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫がお預かりし、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」の定めに従って買付を行います。

(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。

6. ~ 9.

(略)

10. (その他)

(1) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

(3) 本規定に別段の定めがないときは、「小浜信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」等に従うものとします。

以上

(2002. 1 制定)
(2002. 3 改訂)
(2007. 1 改訂)
(2018. 1 改訂)

4. (買付金額の引落し)

(1) 引落指定口座は、お客様が「小浜信用金庫投信取引約款」に従って届出された預金口座とします。

(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、又は25日とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。

(3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。

(4) 1銘柄あたりの引落金額の単位等は選定銘柄ごとに当金庫が定めるものとします。

(5) ~ (8)

(略)

5. (買付時期および方法)

(1) 指定銘柄の買付の申込は、引落指定日の翌々営業日(以下「買付申込日」といいます。)とします。

(2) 買付申込日が指定銘柄の買付申込を行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が可能となる営業日を買付申込日とします。

(3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫がお預りし、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」の定めに従って買付を行います。

(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。

6. ~ 9.

(略)

10. (その他)

(1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

(3) 本規定に別段の定めがないときは、「小浜信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」等に従うものとします。

以上

(2002. 1 制定)
(2002. 3 改訂)
(2007. 1 改訂)
(追加)

本件に関するお問い合わせ先
小浜信用金庫 業務部
TEL 0770-53-2127

以上